

計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

1. 件名

高浜4号機 使用済燃料ピット監視設備の点検について

2. 作業内容

(1) 対象設備

高浜4号機 使用済燃料ピット温度 (AM用)

高浜4号機 使用済燃料ピットエリア監視カメラ

(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を除く)

(2) 作業概要

定期点検 (特性試験、機能・性能試験)

(3) 作業分類

保安規定第89条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) で定める設備について保全計画に基づき定期的に行う点検・保守

(4) 作業予定日 (運転上の制限外への移行期間)

・高浜4号機 使用済燃料ピット温度 (AM用)

平成30年6月26日9時30分 ~ 平成30年6月28日17時

・高浜4号機 使用済燃料ピットエリア監視カメラ

平成30年6月26日9時30分 ~ 平成30年6月27日17時

3. 保安規定との関連性

①保安規定 第85条 表12-3 (使用済燃料ピットの監視)

運転上の制限が適用されるモードは、「使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間」であり、今回は、使用済燃料ピット監視設備について作業することに伴い、4号機の使用済燃料ピット温度 (AM用) および使用済燃料ピットエリア監視カメラが、動作可能な所要数 (2個) を満足しない状態となるが、第89条の規定に基づき、運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

②保安規定 第89条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)

今回の作業は保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合に該当することから、第89条の規定に基づく必要な措置として、使用済燃料ピット温度 (AM用) および使用済燃料ピットエリア監視カメラを運転上の制限外に移行させる前に以下の措置を実施する。なお、確認を終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行するものとする。

・使用済燃料ピットの水位が EL+31.40m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。

以上